

在留関係相談の開設について

現在、市役所窓口にはポルトガル語・スペイン語・英語で対応できる外国人相談員2名を配置し在留外国人から様々な相談に応じている。令和元年度には264件の入管・在留資格についての相談を受けている。

しかし、入管・在留資格の相談は、日本人配偶者の有無や、労働状況及び在留資格の種類等により多岐にわたり、専門的な知識が必要であるため、現在は、市役所で取得可能な書類など一般的な案内は行っているが、それ以上の対応については苦慮している。さらに、平成31年に新たに特定技能の在留資格が創設されたり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う上陸拒否等のため在留関係の特例措置が設けられたりするなど、今後も在留資格についての相談の増加が見込まれる。

このため、名古屋出入国在留管理局（名古屋入管）より職員を派遣してもらい、在留関係相談窓口を開設することにより、相談体制の充実を図る。

1 在留関係相談の概要

- (1) 相談時間 1日／月 1コマ45分×4（予約制）
- (2) 相談員 名古屋出入国在留管理局職員
- (3) 対象言語 やさしい日本語、自動翻訳機で対応できる言語すべて
（英語、スペイン語、ポルトガル語に関しては、多文化共生推進室の外国人相談員が通訳）
- (4) 費用 入管職員の交通費等は入管が負担

2 他市の状況

名古屋入管の職員を招いて行う在留関係相談は、岐阜県・静岡県・愛知県・三重県の4県において、それぞれの県や県の国際交流協会で行っている。市町村で定例の相談機会を設けるのは初めての事例となる。

3 今後のスケジュール

- 1 2月 在留関係相談（試行実施）広報・予約受付
※広報こまき・外国語版生活情報誌・市ホームページ・市公式 Facebook
- 1 2月 23日、1月 13日 在留関係相談（試行実施）
- 4月～ 在留関係相談（本格実施）